

# 根室市議会基本条例

## 目次

前文

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 市民と議会の関係（第4条～第6条）

第3章 市長等執行機関と議会及び議員との関係（第7条～第11条）

第4章 議会の組織体制等について（第12条～第19条）

第5章 議員の政治倫理、議員定数及び議員報酬等（第20条～第22条）

第6章 最高規範性と見直し手続き（第23条～第24条）

附則

根室市議会は、市民から選挙で選ばれた議員で構成され、同じく市民から選挙で選ばれた本市の執行機関である根室市長とともに、二元代表制の実効性を高め、互いに市民の負託に応える責務を負っている。

このことから、政策活動等への市民参加を求め、市民に開かれた議会を目指し、最良の意思決定を行う。もって、市民の福祉の増進を図るとともに、常に地方自治の本旨の実現を使命として活動するものである。

本市の意思決定機関である根室市議会は、地方分権一括法の施行以降、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日にあって、議会の使命を達成するために、議会及び議員の活動原則等をこの条例に定め、地方自治の実現により、市政の発展並びに、市民生活及び福祉の向上、さらには北方領土に隣接した地域の議会として領土問題解決に向けた取り組みに寄与するものである。併せて、地方自治法が定める概括的な規定の遵守とともに、市民に対する説明責任・情報公開、審査機能の追加・拡大、議員間の討議の活性化等を行うものである。

ここに、根室市議会は、市民、市の執行機関及び議会との関係を明らかにするなど、基本的な事項を定め、議会の最高規範として、この条例を制定する。

## 第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、根室市議会（以下「議会」という。）の基本理念、基本方針、その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、議会がその権能を発揮し真に市民の負託に応え、もって市政の発展及び市民生活並びに福祉の向上に寄与することを目的とする。

（議会の活動原則）

第2条 議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重視して、市長等執行機関の市政運営状況を評価及び監視するものとする。

2 議会は、市民の多様な意見や専門的知見を的確に把握し、必要な調査を実施して市政に反映させるための議会運営に努め、政策立案、政策提言機能の充実強化に努める。

- 3 議会は、市民に開かれた議会を目指して情報公開に取り組み、市民に対して議会の議決又は運営についてその経緯等の説明責任を果たすものとする。
- 4 議会は、市民にわかりやすい議会運営を行うために、この条例に定めるもののほか、この条例を踏まえ、議会運営に関わる条例、規則、申し合わせ事項を継続的に見直しする。
- 5 議会は、市民の議会への関心を高めるように、市民に対してわかりやすい視点、方法等により議会運営に努める。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、議会の構成員として、市民全体の福祉の向上のため活動する。

- 2 議員は、市政全般についての課題、市民の意見及び要望等を的確に把握し、また自己の能力を高めるために不断の研さんに努め、市民の代表としてふさわしい活動をする。
- 3 議員は、議会が言論の府であること、合議制の機関であること及び議員間には平等であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を尊重する。

## 第2章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第4条 議会は、本会議のほか、すべての会議を原則公開するとともに、議会の活動に関する情報を積極的に公開して、情報の共有を推進し、説明責任を果たすものとする。

- 2 議会は、会期中又は休会中を問わず、市民との意見交換の場として懇談会等を開催し、市民の意見を反映させるよう努める。
- 3 議会は、本会議及び常任委員会、議会運営委員会並びに特別委員会（以下「委員会」という。）における参考人制度及び公聴会制度を活用して市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努める。
- 4 議会は、請願及び陳情を市民による政策提言と位置付け、その審議において必要があると認める場合は、提案者の説明、意見を聴く機会を設けなければならない。
- 5 議会は、議案等の審議の経過及び結果について市民に報告するとともに、市政全般に関する課題について意見交換を行うための議会報告会等を年1回以上開催する。

(市民意見の反映)

第5条 議会は、議員提案条例等に関し、パブリックコメントの実施等さまざまな手法により市民等の意見を反映させるよう努める。

(議会広報の充実)

第6条 議会は、議会の活動に関する情報、議案等の審議の経過及び結果並びに一般質問等の内容について議会だよりで定期的に市民に公表するなど、情報の提供に努める。

- 2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政への関心を高めるための議会広報活動に努める。

## 第3章 市長等執行機関と議会及び議員との関係

(市長等と議会の関係)

第7条 議会審議において、議員と市長その他の執行機関の長及び補助職員（以下「市長等」という。）は、緊張感の保持に努めなければならない。

2 議員は、本会議及び委員会において質問及び質疑を行う場合は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式等で行う。

3 市長等は、当該議員又は委員の質問及び質疑に対し、答弁に必要な範囲内で、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

（市長の政策等の形成過程の説明責任・情報公開）

第8条 議会は、市長が提案する重要な計画、政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）について、議会審議における論点を整理し、その政策水準を高めるため、市長に対して、次に掲げる事項を明らかにするよう求める。

（1）政策等を必要とする背景

（2）提案に至るまでの経緯

（3）市民参画の実施の有無及びその内容

（4）根室市総合計画との整合性

（5）財源措置

（6）将来にわたる政策費用及び効果

（7）関係法令、条例等

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するにあたっては、立案及び執行における論点並びに争点を明らかにし、執行後における政策評価に資する審議に努める。

3 議会は、市長が予算案及び決算を議会に提出し、議会の審査に付すに当たっては、第1項及び第2項の規定に準じて、市長に対し施策別又は事業別の分かりやすい政策説明資料の作成に努めるよう求める。

（地方自治法第96条第2項の議決事件）

第9条 議会は、市政全般にわたり重要な計画等について、議会と市長等執行機関がともに市民に対する責任を担いながら、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するため、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件の追加を積極的に活用する。

2 前項の議決すべき事件については、別に定める。

（採択請願への対応）

第10条 市長等は、議会が採択した請願のうち、議会が市長等において措置することが適当と認めるものについて、その趣旨を実現するよう努めるとともに、当該請願に関する事後の状況、対応等を遅滞なく議会に報告しなければならない。

（文書質問）

第11条 議員は、議案、政策、施策等をより深く理解するために、議長を經由して市長等に対し休会中に文書質問を行うことができる。

2 議長は、前項の文書質問があったときは、原則としてこれを市長等に送付しなければならない。

3 市長等は、前項の規定により送付された文書質問に速やかに答えなければならない。

#### 第4章 議会の組織体制等について

(討論による合意形成及び政策提言等)

第12条 議員は、議案審査に当たっては、議員相互間の自由な討議に努めるとともに、議長、委員長等は、討議の結果を市政に反映させるための意見集約に努める。

2 議会は、議員提出、委員会提出及び市長提出の議案並びに市民提案に関して審議し結論を出す場合は、議員相互間の論議を尽くし、合意形成を図るよう努めなければならない。

3 議会は、議員間討議を尽くし、意見集約がなされた内容について、政策提言及び条例制定の提案に努める。

(通年議会)

第13条 議会は、定例会の回数を年1回とし、会期を通年とする。

2 常任委員会は、精力的に所管事務調査を行う。

3 議会の会期を通年とする必要な事項は、別に定める。

(委員会中心主義)

第14条 議会の運営は、原則として委員会での審査、調査を経た後、その結果をもとに本会議において審議、表決を行う。

(委員会の適切な運営)

第15条 委員会は、社会経済情勢等により新たに生じる市政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を活かし市民に分かりやすい運営に努める。

2 委員会は、委員の資質向上及び政策の充実に資するため、独自に調査研究するよう努める。

3 委員会は、市政課題に柔軟に対処するため、委員と市民が自由に情報及び意見を交換する懇談会等を積極的に行うよう努める。

4 委員会は、審査等に当たっては、資料等を積極的に公開しながら、市民に対しわかりやすい議論を行うよう努めなければならない。

(会派)

第16条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する複数の議員で構成し、活動する。

3 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、必要に応じ他の会派との間における調整を行い、合意形成に努めるほか、各会派代表者会議、議会運営委員会等を通じ、会派間における調整を行うものとする。

4 前項の規定は、会派に所属しない議員の活動を制限するものではなく、また、会派に所属しない議員の意見が議会運営に反映されるよう配慮しなければならない。

5 議長は、必要があると認めるときは、各会派代表者会議を開催するものとする。

(議会事務局の体制整備)

第17条 議会は、議会の監視及び調査機能の強化並びに政策提言及び政策立案

等の能力向上のため、議会事務局機能の充実強化を図るよう努める。

(議会研修、議員研修及び政務活動費)

第 18 条 議会は、議員の政策提言及び政策立案等の能力向上を図るため、議員研修の充実強化に努める。

2 議員は、資質及び政策提言並びに政策立案等の能力向上のため、研修及び調査研究に努める。

3 会派又は議員は、政策立案能力及び政策提言能力の向上等を図るため、法第 100 条第 14 項から第 16 項に規定する政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究を行う。

4 会派又は議員は、根室市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 24 年根室市条例第 号）第 6 条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従い、適正に執行し、常に市民に対して使途の説明責任を負う。

(議会図書室の設置、公開及び専門的知見の活用)

第 19 条 議会に、議員の調査研究に資するため議会図書室を設置し、図書の充実に努める。

2 図書室は、議員のみならず、誰もが利用できるものとする。

3 議会は、地方自治法第 100 条の 2 に規定する学識経験を有する者等による議案の審査又は本市の事務に関する調査のために必要な専門的事項に関わる調査を活用して、討議に反映させるよう努める。

## 第 5 章 議員の政治倫理、議員定数及び議員報酬等

(議員の政治倫理)

第 20 条 議員の政治倫理は、根室市議会議員政治倫理条例（平成 21 年根室市条例第 13 号）で定める。

2 議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚するとともに、条例を規範とし、遵守しなければならない。

(議員定数)

第 21 条 議員定数は、根室市議会議員定数条例（平成 14 年根室市条例第 44 号）で定める。

2 議員定数にあたっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮し、総合的な観点から決定する。

(議員報酬等)

第 22 条 議員報酬等は、根室市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 33 年根室市条例第 41 号）で定める。

2 議員報酬等は、そのあり方を含め、その額が議員の職務及び職責に見合うよう適時に見直しをするため、根室市特別職報酬等審議会条例（昭和 39 年根室市条例第 63 号）に定める審議会の意見を参考にする。

## 第 6 章 最高規範性と見直し手続き

(最高規範性)

第 23 条 この条例は、議会における最高規範であって、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図らなければならない。

2 議会は、議員にこの条例を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

(見直し手続き)

第 24 条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証する。

2 議会は、前項の検証の結果、この条例を含む議会関係条例等の改正が必要と認められた場合は、適切な措置を講じるものとする。

#### 附 則

この条例は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条、第 8 条及び第 11 条の規定は平成 25 年 6 月 1 日から、第 13 条の規定は平成 25 年 9 月 15 日から施行する。